

伐採及び伐採後の造林の届出書 記載例

〈目次〉

☞小タイトルをクリックすると自動的にそのページへ飛びます。
☞各ページの右上の[目次に戻る](#)からこのページへ戻れます。

(1) 届出書の記載要領	2
(2) 届出書の記載例	
①伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工造林の場合	4
②伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合	5
③伐採方法が択伐の場合	6
④伐採方法が間伐の場合	7
⑤伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合	8
(3) 用語解説	9

(1) 届出書の記載要領

[目次に戻る](#)

記載漏れがないようご注意ください

伐採及び伐採後の造林の届出書

米子市内にある森林の伐採を届け出てください

米子市長 様

平成 年 月 日

伐採の始期の 30~90 日前の日付で提出してください

住所
届出人 氏名

伐採する者と伐採後の造林をする者（森林所有者等）が異なる場合は連名で届け出てください

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市	町	字	番
---	---	---	---

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載

2 伐採の計画

伐採面積	ha		
伐採方法	主伐(皆伐)	伐採率	
	主伐(択伐)		
	間伐	伐採率	
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		

全ての地番の合計面積を記載
小数第 2 位まで記載

伐採率は、立木材積による伐採率で記載

市町村森林整備計画に定める伐採方法に適合したものを記載

伐採する森林が異林齢の場合、伐採する立木のうち最も多いものを林齢として記載し、最低林齢及び最高林齢を () 内に記載

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし

伐採の期間の始期は届出年月日以降 30~90 日で記載
伐採の期間が 1 年を超える場合は、年次別に伐採の計画を記載する必要があります

伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致するよう記載（伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く）
市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の場合、人工造林の計画の記載が必要（天然更新は不可）

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合するよう記載
①皆伐の場合、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内
②択伐の場合、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を超えない期間

複数の樹種を植栽する場合は、樹種ごとに面積・本数を記載

植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合するよう記載

造林の計画	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (播種)			ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5 年後において適確な更新がなされていない場合				

市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合するよう記載
伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

用途	
----	--

天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合に本欄を記載
5 年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から 2 年以内に造林する計画を記載

4 備考

適合通知等の希望の有無 (有・無)	
-------------------	--

伐採後の用途が森林以外（転用）の場合、その用途を記載

森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載
適合通知等の希望の有無について○を記載

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自著する場合においては、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、少数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びびくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他針葉樹及びぶな、くぬぎその他広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

(2) 届出書の記載例

① 伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工造林の場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

平成25年9月10日

米子市長 様

住 所 米子市〇〇町1-2-3

届出人 氏名 農林 米男 ㊟

伐採の始期の 30~90 日前の日付で提出してください

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

米子市 ■■ 町 △△△ 字 100,101-1,101-2 番

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載

2 伐採の計画

伐採面積	2.00 ha		
伐採方法	主伐(皆伐)		
	主伐(択伐)	伐採率	
	間伐	伐採率	
伐採樹種	スギ		
伐採齢	50		
伐採の期間	平成25年10月15日 ~ 平成25年12月15日		

全ての地番の合計面積を記載

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

主伐に係る伐採面積と一致

造林面積 (A+B+C+D)	2.00 ha	
人工造林による面積 (A+B)	人工造林による面積 (A+B)	2.00 ha
	植栽による面積 (A)	2.00 ha
	人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	天然更新による面積 (C+D)	ha
	ぼう芽更新による面積 (C)	ha
	天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし
	天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	平成26年4月1日~	ヒノキ	1.00 ha	3,000本
	平成26年5月31日	スギ	1.00 ha	3,000本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
	5年後において適確な更新がなされていない場合			

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内の造林計画を記載

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

希望する場合は記載する

適合通知等の希望の有無 (有・無)

注意事項 (省略)

②伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

[目次に戻る](#)

伐採及び伐採後の造林の届出書

平成25年9月10日

伐採の始期の30~90日前の日付で提出してください

米子市長様

住所 米子市◇◇町4567
届出人 氏名 ●●林業
代表取締役 杉松 樹 ㊟

伐採する者(立木を買い受けて伐採する者等)

伐採する者と伐採後の造林をする者が異なる場合は、連名で届け出てください

住所 米子市〇〇町1-2-3
届出人 氏名 農林 米男 ㊟

伐採後の造林をする者(森林所有者)

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

米子市 ■■ 町 △△△ 字 100,101-1,101-2 番

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載

2 伐採の計画

全ての地番の合計面積を記載

伐採面積	2.00 ha (うち平成25年度1.20ha、平成26年度0.80ha)		
伐採方法	主伐(皆伐)		伐採率
	主伐(択伐)		
	間伐		伐採率
伐採樹種	クヌギ・その他広葉樹		
伐採齢	45 (35~50)		
伐採の期間	平成25年10月15日 ~ 平成26年11月30日		

伐採の期間が1年を超える場合は、年次別に記載

3 伐採後の造林の計画

(1)造林の方法別の造林面積等の計画

主伐に係る伐採面積と一致

造林面積 (A+B+C+D)	2.00 ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	2.00 ha
ぼう芽更新による面積 (C)	1.20 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他(芽かき)・なし
天然下種更新による面積 (D)	0.80 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理 刈出し 植込み・ その他()・なし

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する必要があります

(2)造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)				
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	平成27年4月1日~	クヌギ	1.20 ha	6,000本
	平成32年3月31日	その他広葉樹	0.80 ha	
5年後において適確な更新がなされていない場合	平成32年4月1日~ 平成33年3月31日	その他広葉樹	2.00 ha	

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する
(例)3,000本/ha×2.00ha=6,000本
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなります

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間の植栽の計画を記載する必要があります

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間で記載

適合通知等の希望の有無 (有) 無

注意事項 (省略)

③伐採方法が択伐の場合

[目次に戻る](#)

伐採及び伐採後の造林の届出書

平成25年9月10日

伐採の始期の30~90日前の日付で提出してください

米子市長 様

住 所 米子市〇〇町1-2-3
届出人 氏名 農林 米男 ㊟

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

米子市 ■■ 町 △△△ 字 100,101-1,101-2 番

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載

2 伐採の計画

伐採面積	2.00 ha		
伐採方法	主伐(皆伐)		
	主伐(択伐)	伐採率	40%
	間伐	伐採率	
伐採樹種	スギ		
伐採齢	50		
伐採の期間	平成25年10月15日 ~ 平成25年12月15日		

全ての地番の合計面積を記載

市町村森林整備計画に定める立木の伐採(主伐(択伐))の標準的な方法に照らして適正な伐採率となるよう記載

3 伐採後の造林の計画

(1)造林の方法別の造林面積等の計画

主伐に係る伐採面積と一致

造林面積(A+B+C+D)	2.00 ha	
人工造林による面積(A+B)	人工造林による面積(A+B)	2.00 ha
	植栽による面積(A)	2.00 ha
	人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	天然更新による面積(C+D)	ha
	ぼう芽更新による面積(C)	ha
	天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	天然下種更新による面積(D)	ha
	天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

(2)造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林(植栽・人工播種)	平成26年4月1日~平成26年5月31日	スギ	2.00 ha	1,500本
天然更新(ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新がなされていない場合				

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内の造林計画を記載

(3)伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

適合通知等の希望の有無 (有) 無

注意事項 (省略)

④伐採方法が間伐の場合

[目次に戻る](#)

伐採及び伐採後の造林の届出書

伐採の始期の 30~90 日前の日付で提出してください

平成25年9月10日

米子市長 様

住 所 米子市〇〇町1-2-3
届出人 氏名 農林 米男 ㊟

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

米子市 ■■ 町 △△△ 字 100,101-1,101-2 番

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載

2 伐採の計画

伐採面積	2.00 ha		
伐採方法	主伐 (皆伐)		伐採率
	主伐 (択伐)		伐採率
	間伐		30%
伐採樹種	ヒノキ		
伐採齢	30		
伐採の期間	平成25年10月15日 ~ 平成25年12月15日		

全ての地番の合計面積を記載

伐採齢及び市町村森林整備計画に定める間伐の標準的な方法に照らして適正な伐採率となるよう記載 (伐採後の造林が必要となるような、過大な伐採率は不可)

3 伐採後の造林の計画

(1)造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)		ha
人工造林による面積 (A+B)		ha
植栽による面積 (A)		ha
人工播種による面積 (B)		ha
天然更新による面積 (C+D)		ha
ぼう芽更新による面積 (C)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	
天然下種更新による面積 (D)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	

間伐は更新を伴わない伐採であるため、伐採後の造林の計画は不要

(2)造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)				
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新がなされていない場合				

間伐は更新を伴わない伐採であるため、伐採後の造林の計画は不要

(3)伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

適合通知等の希望の有無 (有・無)

注意事項 (省略)

⑤伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

[目次に戻る](#)

伐採及び伐採後の造林の届出書

伐採の始期の 30~90 日前の
日付で提出してください

平成25年9月10日

米子市長 様

住 所 米子市〇〇町1-2-3
届出人 氏名 農林 米男 ㊟

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

米子市 ■■ 町 △△△ 字 100 番

2 伐採の計画

伐採面積は 1 ha 未満を記載
(1 ha 以上は林地開発許可申請となります)

伐採面積	0.40 ha		
伐採方法	主伐 (皆伐)		
	主伐 (択伐)	伐採率	
	間伐	伐採率	
伐採樹種	スギ		
伐採齢	70		
伐採の期間	平成25年10月15日 ~ 平成26年3月31日		

3 伐採後の造林の計画

(1)造林の方法別の造林面積等の計画

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、伐採後の造林の計画は不要

造林面積 (A+B+C+D)		ha
人工造林による面積 (A+B)		ha
植栽による面積 (A)		ha
人工播種による面積 (B)		ha
天然更新による面積 (C+D)		ha
ぼう芽更新による面積 (C)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	
天然下種更新による面積 (D)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他 ()・なし	

(2)造林の方法別の造林の計画

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、「5年後において適確な更新がなされない場合」欄以外は記載不要

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)				
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新がなされていない場合	平成31年4月1日~平成32年3月31日	スギ	0.40 ha	1,200 本

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日において(3)の用途に供されていない場合には、その時点から2年以内に森林に復旧する旨の造林の計画を記載する (ただし、5年以内に転用した場合は、造林の計画の履行は要しない)

(3)伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

宅地造成

4 備考

適合通知等の希望の有無 (有・無)

注意事項 (省略)

📍地域森林計画

都道府県知事がたてる、森林の整備及び保全の目標などを定めた10カ年の計画。

📍米子市森林整備計画

地域森林計画を基に、米子市長がたてる森林の整備及び保全の目標などを定めた10カ年の計画。

📍地域森林計画の対象森林

地域森林計画の対象となる民有林のことを指す。基本的には山林が多いが、登記地目が原野・雑種地・畑の場合もあるため注意が必要。森林のある市町村又は総合事務所で対象森林であるか確認できる。

📍民有林

国が所有する森林（国有林）を除いた、個人・法人・市町村・都道府県等が所有する森林を指す。

📍保安林

水源のかん養、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、公衆の保健、風害・水害・潮害・干害・雪害の防備等、公共目的を達成するために、森林法に基づいて立木伐採や土地の形質変更等の制限が課せられている森林を指す。

📍森林経営（施業）計画

森林所有者及び森林の管理者が、一人又は共同でその森林について自発的に作成する5年間の森林の施業・保育・管理の計画。市町村長又は都道府県知事の認定を受け、計画通りに実行することで、税制・補助金・融資などで優遇措置が受けることが可能。

📍主伐（皆伐）

一定区域の立木の全部を一度に伐採すること。

📍主伐（択伐）

一定区域の立木の一部を選別して伐採すること。

📍間伐

一定区域の立木の密度を減らすため、又は不良木等の淘汰により残存立木の成長を促すために、間引きを行う伐採のこと。

📍人工造林

苗木の植栽、種子の蒔き付け（人工播種）、挿し木など的人為的な方法により森林を造成すること。

📍天然更新

天然の力によって、次の世代の樹木を発生させて、森林を造成すること。

📍材積

木材の体積のことを指す。

※ その他用語や届出書の作成において、ご不明な点等ございましたら、市町村若しくは都道府県の林務部局にご相談ください。